

建設工事入札参加資格審査基準

(趣旨)

- 1 この基準は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び東根市財務規則（昭和 60 年 5 月規則第 17 号）の規定により建設工事の競争入札（一般競争入札又は指名競争入札をいう。）に参加することができる資格を有する者（以下「資格者」という。）について、等級を決定すること（以下「格付け」という。）を目的とする。

(格付け)

- 2 格付けは、資格者について、工事の種類ごとに、次項の規定による総合点数、並びに建設業法（昭和 24 年法律第 100 号、以下「法」という。）に定める方法により行うものとする。
- (1)土木一式工事
 - (2)建築一式工事
 - (3)電気工事
 - (4)管工事
 - (5)舗装工事
 - (6)造園工事
 - (7)水道施設工事

(総合点数)

- 3 総合点数は、第 1 号による数値に第 2 号による数値を加えた点数とする。
- (1)法第 27 条の 23 の規定に基づく経営事項審査の総合的な評定として算定された数値
 - (2)次の各項目について算定した数値の合計数値
- イ 前年度に完成した工事で、3 月 31 日までに完成検査が終了した工事の工事成績

平均成績評点	数 値
80 点以上	15
75 点以上～80 点未満	9
70 点以上～75 点未満	3
70 点未満	-9

(注) (イ)請負代金額 130 万円以上の工事に限るものとする。

(ロ)成績評点は山形県建設工事検査要領(昭和 55 年 9 月 1 日)第 7 条第 2 項の規定に基づく評点とする。

ロ 前年度に契約した請負額（各業種共通/各ランクごと）

前年度の請負額	数 値
請負額 > 平均請負額 × 1.5	15
平均請負額 × 1.5 ≥ 請負額 ≥ 平均請負額 × 0.5	9
平均請負額 × 0.5 > 請負額	3

ハ 前年度において山形労働基準局長から労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）又は最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に違反するとして通報のあったもの（労働災害関係及び賃金不払いについては除く。）

違反回数	数 値
1 回	-5

ニ 前年度において建設業退職金共済組合に係る掛金収納書を提示しなかったもの

回数	数値
1回	-5

ホ 前年度における請負工事の工期内完成成績

遅れた日数	数値	
	1回	2回以上
30日以上	-12	-18
20日以上～30日未満	-9	-15
10日以上～20日未満	-6	-12
10日未満	-3	-9

(登録年数1年未満の者の格付け)

4 建設工事入札参加資格者名簿登録掲載が1年未満の者については、最下等級の等級とする。

(共同企業体の格付け)

5 東根市共同企業体実施要領に定める特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の格付けについては、次の通りとする。

(1) 特定建設工事共同企業体については、結成のつど格付けを行うものとし、原則として各構成員が付与されている等級のうち、最上級の等級をもってその共同企業体の等級とする。

(2) 経常建設共同企業体については、各構成員における第3項第1号の平均数値により算出した数値を総合点数とし、格付けを行うものとする。

(格付けの基準)

6 格付けを行う工事の等級の区分については、次のとおりとする。

	A	B	C	D
土木一式工事	800点以上	700点以上 800点未満	600点以上 700点未満	600点未満
建築一式工事	750点以上	650点以上 750点未満	550点以上 650点未満	550点未満
電気工事	700点以上	650点以上 700点未満	600点以上 650点未満	600点未満
管工事	550点以上	500点以上 550点未満	500点未満	
舗装工事	750点以上	700点以上 750点未満	650点以上 700点未満	650点未満
造園工事	700点以上	600点以上 700点未満	600点未満	
水道施設工事	550点以上	500点以上 550点未満	500点未満	

(注) 管工事については、東根市の指定給水装置工事事業者であること。

(注) 水道施設工事について、1級配管技士取得者が1名以上いること。

(注) 土木一式工事、建築一式工事のAランクは、特定建設業の許可を有するものに限る。本要件によりAランクに合致しない場合の格付けは、Bランクとする。

(資格者名簿への登載)

- 7 資格審査の結果は、競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載する。
ただし、市外に事業所を有する者の資格者名簿への登載は略する。

(資格者名簿への不登載)

- 8 審査申請書の記載内容に重大な虚偽がある場合は、その者を資格者名簿へ登載しないものとする。

(名簿登載後の等級の変更)

- 9 資格者名簿登載後の等級の変更は行わないものとする。

(資格者名簿からの削除)

- 10 資格者名簿に登載された後、次の各号に掲げる事項の一に該当することとなった者がある場合は、資格者名簿からその者を削除するものとする。
- (1)資格者名簿に登載されている個人が死亡したとき
 - (2)法人が合併により消滅したとき
 - (3)法人が破産以外の事由により解散したとき
 - (4)廃業したとき
 - (5)競争入札参加資格を辞退したとき

(資格の継承)

- 11 資格者名簿に登載された後、個人が法人を設立したとき又は法人が合併したとき（登載のない方の法人が存続した場合も含む。）等の場合で営業の同一性を失うことなく引き続き営業を行う承継者があると認められるときは、その承継者を資格者名簿に登載することができるものとする。この場合、格付けはそのつど行うものとする。

(基準に定めのない事項)

- 12 この基準に定めのない事項及びこれによりがたい事項については、必要に応じてそのつど定めるものとする。

この基準は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

平成 11 年 5 月 12 日一部改正